

相模原市 定額減税補足給付金(不足額給付Ⅱ) 申請書(請求書)

申請期限：令和7年10月31日(金)

相模原市長あて

裏面(2ページ)の同意・誓約事項に同意・誓約の上、申請します。

下記の支給要件1～3の全てを満たす方が対象となります。

【支給要件】

- 令和7年1月1日時点で相模原市に住民登録がある
- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円である
- 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える
または、令和7年度分個人住民税において青色事業専従者または事業専従者

ただし、次に該当する方は対象外

令和5年度もしくは令和6年度の住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯向け給付金の対象世帯の世帯主または世帯員

本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付Ⅱ)の支給対象となり得る方で、申請が可能な方が使用するものです。
「相模原市 定額減税補足給付金(不足額給付Ⅱ)支給要件確認書」が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・提出してください。

1. 申請・請求者

(フリガナ)		生年月日	
氏名		年 月 日	
		大正 昭和 平成 令和	年 月 日
		電話番号(平日昼間に連絡がつく番号)	
		()	
住所			
現住所	〒	-	
令和5年12月1日 時点の住所	<input type="radio"/> 現住所と同一 <input type="radio"/> 現住所と異なる	住所	〒 -
令和6年1月1日 時点の住所	<input type="radio"/> 現住所と同一 <input type="radio"/> 現住所と異なる	住所	〒 -
令和6年6月3日 時点の住所	<input type="radio"/> 現住所と同一 <input type="radio"/> 現住所と異なる	住所	〒 -

2. 振込口座(原則、1. 申請・請求者の口座とします。)*長期間入出金のない口座を記入しないでください。

*下欄に記入し、振込口座が確認できる書類(金融機関名、支店名(コード)、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)等が分かる通帳やキャッシュカード)の写し(コピー)を同封してください。

金融機関名		支店名(店名)		口座名義 (カタカナ)	
銀行 信金 信組 農協 労金	本・支店 本・支所 出張所				
金融機関コード		支店コード		口座種別(預金種目)	口座番号
				普通 当座	

(注)金融機関で口座が作れない等、口座による受取ができない場合には、相模原市不足額給付ナビダイヤル(☎0570-052-565)までお問い合わせください。

市処理欄					
受付	審査1	審査2	処理1	処理2	支給決定・請求額
/	/	/	/	/	/

必ず裏面(2ページ目)も確認・記入してください

■ 代理人 (代理申請・受給を行う場合)

代理人氏名 フリガナ		印鑑 印	代理人住所 〒 ー	
電話番号 (平日昼間に連絡がつく番号)	代理人生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日		申請・請求者との関係 ① 同一世帯 ② 法定代理人 ③ その他()	

※「③その他」は、親族等で、市長が特に認める方です。

※申請・請求者との関係により、追加で用意いただく提出書類が異なります。

詳しくは相模原市不足額給付ナビダイヤル(☎0570-052-565)までお問い合わせください。

【同意・誓約事項】 以下の全ての同意・誓約事項について確認し、同意・誓約します。

- ① 表面の支給要件に該当する場合、原則として4万円※が支給されます。相模原市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)(以下「本給付金」という。)は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合等、1万円～3万円の支給となることがあります。
- ② 表面に記載の支給要件の該当者で相違ありません。
- ③ 提出された資料等をもとに市が支給額を算定することに同意します。
- ④ 支給要件の該当性等を審査するため、相模原市が必要な情報の確認を行うことや必要な資料をほかの行政機関等に求める・提供すること、また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行うことに同意します。
- ⑤ この申請書は、相模原市において支給決定をした後、本給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 申請書の不備や支給決定後の振込不能等の事由により、支給決定や支払いの完了ができず、かつ、令和7年11月14日(金)(当日消印有効)までに、不備等が補正されない場合には、本給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 他市町村から本給付金の支給を受けていません。
- ⑧ 本給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合には、受領した本給付金を返還します。
- ⑨ 本給付金の申請に当たり、提出書類及び申立ての内容に相違ありません。

提出書類 次の書類をご用意いただき、提出してください。

「相模原市 定額減税補足給付金(不足額給付Ⅱ)申請書(請求書)」(本書)

「申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)」
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード等の写し(コピー)
※代理申請・受給を行う場合、併せて代理人の本人確認書類の写しも提出してください。

「振込口座が確認できる書類の写し(コピー)」
※金融機関名、支店名(コード)、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)等がわかる通帳やキャッシュカードの写し(コピー)

令和6年中に相模原市に転入された申請・請求者は、ご自身に関する下記のいずれかの資料をご用意ください。

「令和6年度個人住民税の納税通知書等の写し(コピー)」

「令和6年度個人住民税課税証明書の写し(コピー)」

※提出書類の不備はありませんか。(提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

※上記提出書類以外にも支給要件の該当性を審査するため、必要書類の提出を求められる場合があります。

※相模原市から内容の確認のためにご記入の電話番号宛に連絡をすることがあります。

注意事項

・令和7年1月1日時点で申請・請求者の住民登録のある自治体に申請が必要です。

・申請期限は、令和7年10月31日(金)【当日消印有効】です。
期限までに申請がない場合は、本給付金を支給することができません。

申請書等送付先

※郵送でのご提出をお願いいたします。

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所健康福祉局生活福祉部生活福祉課 非課税世帯等給付金班 宛

記入要領

1 2ページ目の【同意・誓約事項】を確認していただき、申請者本人を「申請・請求者」としてください。

2 振込口座は原則として申請・請求者名義の口座を記入してください。
※振込口座が確認できる書類の写し(コピー)を同封してください。

相模原市 定額減税補足給付金(不足額給付Ⅱ) 申請書(請求書)

申請期限：令和7年10月31日(金)

相模原市長あて

裏面(2ページ)の同意・誓約事項に同意・誓約の上、申請します。

下記の支給要件1～3の全てを満たす方が対象となります。

【支給要件】

- 令和7年1月1日時点で相模原市に住居登録がある
- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円である
- 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える
または、令和7年度分個人住民税において青色事業従事者または事業専従者

ただし、次に該当する方は対象外

令和5年度もしくは令和6年度の住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯向け給付金の対象世帯の世帯主または世帯員

① 本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付Ⅱ)の支給対象となり得る方で、申請が可能な方が使用するものです。
「相模原市 定額減税補足給付金(不足額給付Ⅱ)支給要件確認書」が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・提出してください。

1. 申請・請求者

(フリガナ)		生 年 月 日	
氏 名		大正 昭和 平成 令和	
サガミ タロウ		55年 10月 10日	
相模 太郎		電話番号(平日昼間に連絡がつく番号)	
		XXX (XXX) XXXX	
住 所			
〒 000 - 0000			
相模原市中央区中央 2-11-15			
1 現住所	令和5年12月1日時点の住所	住所	〒 -
	現住所と同一 現住所と異なる		
	令和6年1月1日時点の住所	住所	〒 -
	現住所と同一 現住所と異なる		
	令和6年6月3日時点の住所	住所	〒 -
	現住所と同一 現住所と異なる		

2. 振込口座(原則、1. 申請・請求者の口座とします。)*長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記入し、振込口座が確認できる書類(金融機関名、支店名(コード)、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)等)が分かる通帳やキャッシュカードの写し(コピー)を同封してください。

金融機関名		支店名(店名)		口座名義(カタカナ)	
〇〇		□□		サガミ タロウ	
2 銀行	借金	信組	農協	労金	本・支店
					本・支所
					出張所
金融機関コード			支店コード		
1 2 3			4 5 6		
口座種別(預金種目)		口座番号			
普通		0 1 2 3 4 5 6			

(注)金融機関で口座が作れない等、口座による受取ができない場合には、相模原市不足額給付ナビダイヤル(☎0570-052-565)までお問い合わせください。

市処理欄					
受付	審査1	審査2	処理1	処理2	支給決定・振替額
/	/	/	/	/	/

必ず裏面(2ページ目)も確認・記入してください

○ご不明な点はナビダイヤルへお問い合わせください。

相模原市不足額給付ナビダイヤル (※無料通話ではありません)

☎ 0570-052-565

IP電話をご利用の方は ☎042-707-7918

障害等により電話が困難な方専用 FAX:042-707-7919

受付時間 8:30～17:30
(土・日曜日、祝日等を除く)

記入要領

3 申請・請求者以外の方が代理申請・受給を行う場合、代理人の氏名(押印)、申請・請求者との関係、電話番号(平日昼間に連絡がつくもの)、代理人の生年月日、代理人の住所を記入してください。

4 ①～⑨の内容を確認いただき、同意・誓約の上、申請書を提出してください。

5 すべての提出書類を☑して、確認の上、提出してください。

必要な提出書類が分からない場合は、相模原市不足額給付ナビダイヤルまでお問い合わせください。

■ 代理人 (代理申請・受給を行う場合)

フリガナ サガミハラ ハナコ 相模原 花子	印鑑 	代理人住所 〒 000 - 0000 相模原市〇〇区〇〇町〇番〇号
電話番号(平日昼間に連絡がつく番号) 111-1111-1111	代理人生年月日 大正 昭和 平成 49年 4月 1日	申請・請求者との関係 ① 同一世帯 ② 法定代理人 ③ その他()

※「③その他」は、親族等で、市長が特に認める方です。
※申請・請求者との関係により、追加で用意いただく提出書類が異なります。
詳しくは相模原市不足額給付ナビダイヤル(☎0570-052-565)までお問い合わせください。

【同意・誓約事項】以下の全ての同意・誓約事項について確認し、同意・誓約します。

- ① 表面の支給要件に該当する場合、原則として4万円※が支給されます。相模原市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)(以下「本給付金」という。)は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合等、1万円～3万円の支給となることがあります。
- ② 表面に記載の支給要件の該当者が相違ありません。
- ③ 提出された資料等をもとに市が支給額を算定することに同意します。
- ④ 支給要件の該当性等を審査するため、相模原市が必要な情報の確認を行うことや必要な資料をほかの行政機関等に求める・提供すること、また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行うことに同意します。
- ⑤ この申請書は、相模原市において支給決定をした後、本給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 申請書の不備や支給決定後の振込不能等の事由により、支給決定や支払いの完了ができず、かつ、令和7年11月14日(金)(当日消印有効)までに、不備等が補正されない場合には、本給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 他市町村から本給付金の支給を受けていません。
- ⑧ 本給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合には、受領した本給付金を返還します。
- ⑨ 本給付金の申請に当たり、提出書類及び申立ての内容に相違ありません。

提出書類 次の書類をご用意いただき、提出してください。

- 「相模原市 定額減税補足給付金(不足額給付Ⅱ)申請書(請求書)」(本書)
 - 「申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)」
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード等の写し(コピー)
※代理申請・受給を行う場合、併せて代理人の本人確認書類の写しも提出してください。
 - 「振込口座が確認できる書類の写し(コピー)」
※金融機関名、支店名(コード)、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)等がわかる通帳やキャッシュカードの写し(コピー)
- 令和6年中に相模原市に転入された申請・請求者は、ご自身に関する下記のいずれかの資料をご用意ください。
- 「令和6年度個人住民税の納税通知書等の写し(コピー)」
 - 「令和6年度個人住民税課税証明書の写し(コピー)」

※提出書類の不備はありませんか。(提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)
※上記提出書類以外にも支給要件の該当性を審査するため、必要書類の提出を求める場合があります。
※相模原市から内容の確認のためにご記入の電話番号宛に連絡をすることがあります。

- ### 注意事項
- ・令和7年1月1日時点で申請・請求者の住民登録のある自治体に申請が必要です。
 - ・申請期限は、令和7年10月31日(金) [当日消印有効] です。
期限までに申請がない場合は、本給付金を支給することができません。

申請書等送付先 ※郵送でのご提出をお願いいたします。

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市役所健康福祉局生活福祉部生活福祉課 非課税世帯等給付金班 宛

※給付金手続き書類の郵送先は
こちら↓

(切り取って封筒に貼ってお使いいただけます。)
※切手が必要です。



キリトリ

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市健康福祉局生活福祉部生活福祉課
非課税世帯等給付金班 宛て

【ご注意ください】

- 申請期限は令和7年10月31日(金) 当日消印有効です。
- 郵送でのご提出をお願いいたします。